ニュースリリース

日本政策金融公庫

2026 年 11 月 25 日

株式会社日本政策金融公庫

「令和８年 11 月 20 日からの大雪に伴う災害に関する特別相談窓口」の設置について（福島県内の全支店に設置）

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、11 月 25 日付で、このたびの災害により被害を受けた福島県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまを対象に、「令和８年 11 月 20 日からの大雪に伴う災害に関する特別相談窓口」を設置しました。

日本公庫は、本災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります（参考１及び 2）。

＜事業者の皆さまのお問い合わせ先＞

福島県	福島支店	国民生活事業	TEL：0570-008503（ナビダイヤル）
		農林水産事業	TEL：024-521-3328
		中小企業事業	TEL：024-522-9241
	会津若松支店	国民生活事業	TEL：0570-009386（ナビダイヤル）
	郡山支店	国民生活事業	TEL：0570-009629（ナビダイヤル）
	いわき支店	国民生活事業	TEL：0570-008545（ナビダイヤル）

参　考

主な融資制度

１　中小企業・小規模事業者向け

		国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度		災害復旧貸付	
資金の使いみち		災害復旧のために必要な運転資金および設備資金	
融資限度額		3,000万円（※1）	1億5,000万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	運転資金	10年以内（3年以内）（※2）	
	設備資金	20年以内（3年以内）（※2）	

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。
（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。

なお、「国の教育ローン」（国民生活事業）については、このたびの災害により住居に被害を受け、市町村等からり災証明書等の交付を受けた方を対象に、災害特例措置を実施しています。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

２　農林漁業者向け

	農林水産事業	
適用できる制度	農林漁業施設資金 （災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金 （災害）
資金の使いみち （※1）	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融資限度額	負担額の80%又は１施設あたり300万円（特認１施設あたり600万円（※2））のいずれか低い額	（一般）　600万円 （特認（※3））年間経営費等の6／12以内
融資期間（うち据置期間）	15年以内（3年以内）	15年以内（3年以内）

（※1）災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行するり災証明書等が必要となります。
（※2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。
（※3）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。